

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 2 7 号

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則（令和 5 年上越市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号に次のように加える。

キ 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 2 2 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号）

ク 子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱（令和 6 年 1 2 月 1 9 日付け国住生第 2 3 9 号）

ケ 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（脱炭素志向型住宅の導入支援事業）
交付要綱（令和 7 年 2 月 1 7 日付け環地温発第 2 5 0 2 1 7 3 号）

「
第 1 号様式中
□ こどもエコすまい支援事業
□ 子育てエコホーム支援事業
□ Z E H 支援事業
□ 次世代 Z E H +（注文・建売・T P O）実証事業
□ 次世代 H E M S 実証事業
□ 地域型住宅グリーン化事業
□ L C C M 住宅整備推進事業
□ 新潟県版雪国型 Z E H 支援事業
を
」

「
□ こどもエコすまい支援事業
□ 子育てエコホーム支援事業
□ 子育てグリーン住宅支援事業
□ 子育てグリーン住宅支援事業（G X 志向型住宅）
□ Z E H 支援事業
□ 次世代 Z E H +（注文・建売・T P O）実証事業
□ 次世代 H E M S 実証事業
□ 地域型住宅グリーン化事業
□ L C C M 住宅整備推進事業
□ サステナブル建築物等先導事業
□ 新潟県版雪国型 Z E H 支援事業
に改める。
」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。